

守ろう！育てよう！

高知県青少年保護育成条例



●高知県青少年保護育成条例の目的（第1条）

この条例は、青少年の健全育成についての理念と責任を明らかにし、青少年のための社会環境の整備を図り、その健全育成を阻害するおそれのある行為から保護し、その福祉の増進に寄与することを目的としています。

●青少年とは（第7条第1号）

18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く）をいいます。

●保護者とは（第7条第2号）

親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長、その他青少年を現に監護する者をいいます。

高知家の子ども見守りプラン ～少年非行の防止に向けた抜本強化策～

高知県では、少年非行の問題に携わる教育委員会、警察本部、行政などの関係機関が集まり、現状を検証・分析のうえ、課題を洗い出し、課題の解決に必要な抜本的な対策や今後の目指すべき姿等を取りまとめた「高知家の子ども見守りプラン」を策定し、少年非行を防止するための取組を強化することとしました。

高知県は、ひとつの大家族やき。

高知家

ご存知ですか？

青少年の深夜外出の制限等 (第19条)

～深夜とは～ 午後 10 時から翌日の午前 4 時までの間

●保護者

通勤、通学など、正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を外出させてはいけません。

●保護者以外の第三者

保護者から依頼されたり、承諾を得るなど正当な理由がないのに、深夜に青少年を連れ出したり、同伴したり、とどめてはいけません。

違反すると ➡ **20万円以下の罰金**

●深夜営業者

・漫画喫茶、インターネットカフェ、カラオケボックスの営業者は、深夜に青少年を入場させたり、午後10時以降引き続きの利用をさせてはいけません(保護者の同伴の有無を問いません)。

違反すると ➡ **30万円以下の罰金**



・青少年の深夜入場が禁止される施設の営業者は、入場しようとする者の見やすい場所に、「午後10時から翌日の午前4時までの間は入場禁止」の旨の表示をしなければなりません。

違反すると ➡ **20万円以下の罰金**

平成24年に高知県で深夜徘徊で警察に補導された青少年は、3,060人となっています。

思春期に入ると、体と心の成長のバランスがとれなかったり、基本的な生活の乱れや規範意識の低下、家庭の養育姿勢などといった様々な要因から、喫煙、飲酒、深夜徘徊などの問題を起こしたりする場合があります。

青少年の健全育成のためには、地域全体が非行問題に目を向け、「地域の子どもは地域で守り育てる」という視点に立ち、学校、警察、行政などの関係機関と家庭を含む地域社会が一体となって、青少年の深夜徘徊などをなくしていく必要があります。

お問い合わせ先

高知県 地域福祉部 児童家庭課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL 088-823-9637 FAX 088-823-9658 E-Mail 060401@ken.pref.kochi.lg.jp

(平成25年7月作成)